



岐阜県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター

こころの輪

誰にも起こりえる犯罪被害 「魂のこもった支援」に向けて

公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター理事 松井 克幸



「まさか、自分(の家族)が犯罪に巻き込まれるなんて…」

犯罪被害に遭った時、殆どの方が最初に思うことです。「ありえない…」でも現実に起こっているのです。冷静に考えれば誰の身にも起こりえることがわかります。決して普段の行いに影響されるものではありません。予期せぬ事態に現実を受け止めきれない中、マスコミ攻勢、煩雑な様々な手続き、世間の目…、多くの被害者は普通の生活が送れなくなり、その後の人生をも大きく変えてしまうことになります。多くの場合、家族のみならず、地域や職場にも大きな影響を与え、被害は想像以上に広くに及びます。

昨年2021年は、誰にでも起こりえる犯罪被害に備える為に、多くの関係者のご尽力の下、この岐阜県にも犯罪被害者等支援条例が制定され、大きな一歩を踏み出す年となりました。これに先立って県内全42市町村でも犯罪被害者等支援条例が制定されていましたので、これで県、市町村、県警察、当支援センターをはじめとした関係機関が連携し、途切れのない支援を実現できる根拠が整ったことになります。

私は、2012年に突然、予想だにしなかった犯罪被害者遺族となり、支援センターや岐阜県警に支えていただき、今でも感謝の念に堪えません。一方、当時は犯罪被害者等基本法にて被害者支援の理念は示されていたものの、県内自治体に被害者支援条例もなく、地域での支援はありませんでした。もし当時、現在のような条例があれば、もっと被害者の悲しみや辛さは軽減されていたかも知れないという思いも残っています。条例ができた今、関係機関の連携が図られ、被害者が地域で孤立することなく、被害回復に向けた実支援に繋げられることを願います。

世間では、2019年の京アニ事件、昨年の京王線刺傷事件、大阪北新地ビル放火事件など、大きく、被害者が広域に跨る事件も後を断ちません。変化する犯罪や被害にも対応しなければなりません。

現在、県では犯罪被害者等支援条例に則った支援を行う為に、支援計画を策定いただいているところです。必要な支援は被害者それぞれ違い多岐に及びますが、被害者の声が反映され、被害者の目線に立ったより具体的な計画であって欲しいと考えます。

被害者支援に向けた枠組みが整いつつある今、「魂のこもった支援」ができるかは、これから私たち皆に問われることになります。被害者支援に携わる多くの方が、自らのことのように被害者の思いに共感し、寄り添いを続けていただいていることに深く感謝し、私自身も微力ではありますが、被害者の声を聴き、被害者がこれ以上傷つき我慢することなく暮らせるよう、奮励したいと考えています。

「犯罪被害者支援講演会2021」11月26日(金) 犯罪被害者週間行事

第1部 講演会

「あすに希望を託して！」 ～逆境から学んだこと～

講師 加藤 裕司さん

殺人等被害者ご遺族
公益社団法人被害者サポートセンターおかやま理事

■ 講師の紹介

加藤さんは、長女のみささん（当時27歳）を、元同僚の男に殺害されました。みさんの行方がわからなくなり捜索願を出してから、現在に至るまでの苦悩・絶望の日々や、岡山県警察、被害者の会、その他多くの人々に支えられた日々のこと、現在の活動について、時々声を詰まらせながら話をしてくださいました。

「皆様に話を聞いていただき、娘のことを知ってもらうことが、娘に対する供養だと思っています」と、これまで100回近く講演活動をされています。



■ 事件当時のこと・裁判のこと

2011年9月30日（金）、連絡がないまま娘は帰宅しませんでした。電話をしても留守電のままで、メールをしても返信がなく、翌日になっても帰ってきませんでした。

警察に捜索願を出した後、警察から見せられた写真には、知らない男性と歩いている娘の姿が写っていました。「娘はどこで何をしているのだろう。」食事がのどを通らない、眠ることができない、仕事が全く手につかない、心配だけがどんどん膨らんでいく状況でした。

行方不明になってから1週間後、警察から娘が殺害されたこと、犯人が遺体を解体し遺棄したことを告げられました。娘は、もう助からないと思った時、何を思ったのだろう。「お父さん助けて！」と言っていたのではないか、辛くてたまらなくなりました。警察の死体安置場で面会した娘は、生れてすぐ手にしたときより軽く、「なんで娘がこんな目にあわなければならぬのか。」思えば思うほど辛く、涙が止まりませんでした。

逮捕から1年半後の裁判員裁判には、被害者参加制度を使用して参加しました。最終の追加陳述を申し出て親の思いを述べ、判決は「最低でも死刑」と思い、検事・弁護士さんにも伝えました。が、裁判で死刑判決が出たからといって娘が帰ってくるわけではありません。

裁判では、死刑判決が言い渡され、加害者弁護士が即時抗告をしましたが、加害者が直接控訴の取り下げを願い出したことから、死刑が確定しました。（2017年7月執行）

■ 「あすに希望を託して！」

判決後、加害者は一度も私たちに謝罪をしていません。「何とか反省させてやりたい。」私は、犯人に対する復讐ばかりを考えていました。人間としての感情を取り戻し、反省し、苦しんで苦しんで死んでいいって欲しいと思っていました。

しかし、ある時友人から「娘さんはお父さんに復讐を願っているのか」「喜んでくれるのか」と言われました。娘はそんなことを思う子ではない、ではどうすればいいかとずっと考えていたころ、警察の方から「被害者の会（あすの会）」を紹介されました。会の存在は知っていましたが、参加はしていませんでした。入会後、活動をはじめると、いろんな方との出会いがありました。（現在「あすの会」は、活動を終了しています。）

ここで得た結論は、自分たちだけが大変な思いをしているわけではないということです。もっと苦しんでいる人たちがいる、この人たちに少しでも手助けになる活動はできないだろうかという思いが強くなりました。一人でも多くの人を助けることが私に与えられた使命だと思い、多くの仲間と一緒に時間をかけて、出来ることを考えていきたいと思っています。

娘の事件は、誰の身に起きててもおかしくない事件だと思います。犯罪を防ぐためにどうしたらよいかをよく議論されますが、どうしたら犯罪が起きないようにできるのか、に注力した方がよいのではと考えています。今後は、犯罪のない社会づくりに貢献したいと思います。

娘を失ってから、親としての責任を果たせなかった、と反省ばかりしていました。欲しい物もやりたいこともそんなになりました。今唯一欲しいのは、天国にいる娘に認められたいということです。天国で娘に会った時「お父さんよく頑張ったね」との一言だけが欲しい、そのことだけのために頑張りたいと思います。



被害者家族は、加害者に対する怒りや憎しみ以上に、被害者に対する懲悔の気持ち、後悔の念が強いことを知ってください。加害者によって、終身刑を言い渡されたのが被害者の家族だと思っています。被害者は、特別なことや大げさな支援を求めているわけではありません。ただ、できるのにしないというのをやめて欲しい。人間としてのやさしさをもって、今の自分にできることを考え、一歩踏み出して欲しいです。

※講演の中で「被害者の気持ちがとてもよく表れている」と紹介された本
「審判」<新装版> 深谷忠記著（徳間文庫）



アンケートの感想から

○被害者の生の声を聞く機会がなかったため、自分の被害者等に対する考え方方が変わる良い機会になりました。
被害者の立場を理解し、自分に何ができるかを考えながら生活したいと思いました。

○犯罪被害者の家族は、犯人が処罰されようが、死刑になり処刑されようが、それで終了ではなく、一生懸命負い続けていかなければならない、この言葉が胸に刺さりました。

○被害に遭ったからこそ伝えたいこと、当事者にしか分からない気持ちも多くあったと思います。
今日聞いたことを忘れないようにしたいです。

○普段お聞きすことのできないようなお話を聞いて、とても考えさせられました。
支援というのは、そんなに大きなことでなくても、自分ができることでいいんだなと思いました。

○誰でも犯罪被害者になる可能性がある。このことを肝に銘じておかなければならぬということがよくわかりました。

○身近に犯罪被害者がおらず、そういった人の声を聞くのは、ニュースでしかありませんでした。
お話を聞いて、被害者である娘さんへの思い、それを語ってくださる表情、詳細な事実、あらゆる部分からよりリアルに当時の気持ちが胸に刺さりました。

○被害者家族の無念さ、後悔ということが伝わってきました。犯罪人を生まない社会を創るためにには、自分のできること、例えば困っている人に温かい目、手を差し伸べるという誰もができる事をしていくことの重要性、必要性を感じました。

第2部 演奏会



岐阜県警察音楽隊

アンサンブル編成で演奏していただきました。

曲目

- ♪ 主よ人の望みの喜びよ
 - ♪ アンダー・ザ・シー
 - ♪ 花は咲く
 - ♪ オーメンズ・オブ・ラブ
- 他



アンケートの感想から

○音楽隊の演奏、大変いやされました。

○県警音楽隊の曲を聴きながら、この曲が
“みさん”に届くといいなと思いました。

犯罪被害者週間とは…

平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」において、毎年、「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間（11月25日から12月1日まで）が「犯罪被害者週間」と定められました。

「犯罪被害者週間」は、期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。

当センターでは、関係機関や団体と一緒に、講演会やパネル展示の開催の他、リーフレットの配布など街頭活動などを行っています。



支援活動員だより



研修報告

※NNVS:全国被害者支援ネットワーク

「全国犯罪被害者支援フォーラム2021」10月8日(金) (オンライン参加)

基調講演は、犯罪被害者のメンタルヘルスとその支援や今後の課題がテーマでした。被害者は、司法との関わりや環境・対人変化により、強いストレスを受けます。これは二次的に生じるストレスで、支援員による支援での関わりが一番多いことから、その重大さを感じました。支援に繋がっていない被害者とどうつながるかが今後の課題であり、地域に合わせた取り組み、他機関との連携が大切だと思いました。
(W.K)

NNVS「秋期全国研修」10月9日(土)・10日(日) (オンライン参加)

被害者のためのトラウマインフォームドケアの講義で、トラウマを負った被害人本人、支援員双方が精神的負担を負うため、被害の実態、被害者の家族・遺族の心理など、たくさんの知識を得ておくことで、それを最小限にとどめることができる、と話されました。「被害人は立ち上がる力を秘めている」と説明され、寄り添うことの意味を示唆していただきました。
(O.R)



分科会では、検察庁と民間支援団体との連携、司法機関との連携における現状と課題について学びました。グループワークでは、各センターの様々な疑問、支援の在り方、情報交換を行うことができました。寄り添う支援を基本に専門知識が必要と痛感しました。まだまだ分からることも多く、質の高い支援が提供できるよう自己研鑽に努めなければと思いました。
(F.T)

女性の安全と健康のための支援教育センター主催「支援者のための研修講座」

7月10日(土)・11日(日)、11月6日(土)・7日(日) (オンライン参加)

Aコース

様々な分野の専門家から支援に必要な基礎知識を学ぶ講座です

女性の支援に特化した研修を受けるのははじめてで、考えさせられることがありました。社会の構造が、女性への暴力につながっていることを知り、支援員である私たちが常に社会の問題を考える必要があると思いました。このコロナ禍において、社会の構造が以前とは全く異なってきています。社会の変化に目を向けることも支援員としてやるべき一つだと感じました。
(N.K)

「コミュニケーションの取り方」の講義の中で、共感と同感・同情の違いについて説明がありました。傾聴する自分の姿を客観的に見つめ直し、五感を研ぎ澄ませ相手を理解しようとする姿勢が大切だと思いました。解決方法と一緒に考え行動するような支援を目指し、共に進む伴走状態から自分で考え解決できるまでの支援者でありたいと思いました。
(S.N)

Rコース

Aコース修了後、現場の実際や課題を学ぶ講座です

DVや虐待・モラハラなど、様々な原因による心の傷つきやトラウマについて学びました。講義の中で「耐性領域」「受動的攻撃」について説明を受けましたが、毎日の生活で自分自身がやってたり、感じていることでした。どんな小さなことでも感謝することで耐性領域が広まることを知り、感謝して接することの大切さを学びました。
(F.Y)

NNVS「自助グループファシリテーター育成研修」12月3日(金)・4日(土)

全国21センターから26名の参加があり、人間学の教授による悲嘆に関する講義、グループ討議などがありました。自助グループの運営に関しては、どこも同じような課題をかかえるなかで、他センターの色々な工夫を参考にさせていただくことが出来ました。今後の自助グループの運営の発展に役立て、参加してくださる方々がより参加したくなるような会にしていくよう努めたいと思いました。
(I.A)

※当支援センターでは、交通死亡事故のご遺族の自助グループ「ふれあい」の活動をサポートしています。





受賞報告 犯罪被害者支援功労者表彰 栄誉章

10月8日(金)東京千代田区「イイノホール」において開催された「全国犯罪被害者支援フォーラム2021」の第一部で、犯罪被害者支援功労者表彰の「犯罪被害者支援栄誉章」の表彰が行われました。この表彰は、10年以上犯罪被害者支援活動に尽力され、特に顕著な功労があったと認められる犯罪被害相談員等の方々に授与される表彰です。

ぎふ犯罪被害者支援センターからは、石原妙子相談員が受賞されました。



犯罪被害者支援に関わって15年、2018年には性暴力被害者支援看護職(SANE)の資格をいただき、犯罪にあった被害者や遺族の方の辛い気持ちに寄り添う支援を心掛けてきました。特に、性被害を受けた被害者は、ちょっとしたトリガーで当時の辛い恐怖を思い出し、フラッシュバックで苦しんでいます。心身ともに苦しんでいる被害者に、「あなたは悪くないよ」と言葉かけをするようにしています。近年刑法が改正されましたが、まだまだ性暴力の法律が追いついていないことを実感します。

これまで、法律など様々な勉強を積み重ねてきましたが、犯罪によって大切な人を亡くし、また辛い思いを抱えて生きていく人に、少しでも支えになれるように、特に悲嘆(GRIEF)等の勉強を今後も重ねていきたいと思っています。



被害者支援活動員養成講座(第10期生)の開催

ぎふ犯罪被害者支援センターでは、隔年で「被害者支援活動員養成講座」を実施しています。

本年、第10期生を募集し、6名の方が受講されました。全日程(6日間)を終了し、現在、電話相談のロールプレイなどの実地研修に取組まれています。

養成講座では、犯罪被害者支援の歴史をはじめ、県の施策と支援条例、司法における被害者支援、性暴力被害者への支援体制(ワンストップ支援センター)、被害者や支援者のメンタルケア、他機関の支援制度について学びました。

受講者の声

私は精神科医の先生の講義が強く印象に残っております。「無理に支援員然とふるまう必要はない。できなくてもいい。支えとなりたいその思いが大事。伴走者たれ。」この度の受講ではこの他、多くの先生から学びをいただきました。ある日突然犯罪被害者となることの混乱、悲嘆、怒り。心に負う見えぬ深い傷、葛藤、消耗、不安。犯罪被害者支援センターは暗闇の中の灯火のように感じます。私もその一灯となれるようがんばります。

(K.S.)



日程	講師
9月16日(木)開講式	弁護士・産婦人科医・支援センター
9月30日(木)	精神科医・臨床心理士・女性相談センター
10月7日(木)	検察庁・公認心理師・裁判所
10月14日(木)	岐阜県警・産婦人科医・岐阜県子ども家庭課
10月21日(木)	岐阜県民生活課・支援センター
10月28日(木)閉講式	ご遺族の声・公認心理師・犯罪被害相談員

トラウマの記憶は「冷凍保存される」という言葉を聞いて衝撃を受けたのと同時に、その方々への支援の難しさを想像させられました。ただ、体験談を話してくださった方の姿を見てこれまで支援して来られた諸先輩方のサポートの結果であることも感じられて自分もその一員となりたいと改めて思うことができました。今後ともご指導よろしくお願いいたします。

(N.N.)

犯罪被害者支援養成講座を受講して、驚いたのは被害者とその家族に寄り添って下さる弁護士がいたことです。この存在を知り安堵したと共に自分の無知さを感じました。講義では被害者ご家族の声を聴き心の葛藤を感じ辛く、有資格者や先輩方の支援を知り心強く勉強になりました。大切なのは被害者とご家族の話を傾聴すること、少しでも相談者の心に寄り添えるようにするには何が大切かを今後も勉強していきたいと思います。

(M.K.)

講座では被害者遺族、法律、警察、裁判所、検察、医師、臨床心理士、県行政と多岐にわたる方々から貴重なお話を伺い、今まで多くの方が支援されている事を私は知りませんでした。

性犯罪被害もです。被害にあった方はどうしたらいいのか、自分に何が起こっているのかもわからず一人苦しみを抱え続けています。今後も研修を重ね被害にあった方に、寄り添える支援者になりたいです。養成講座を受講できたことに感謝申し上げます。

(M.Y.)

養成講座の中で、「検察庁の被害者支援」講習を受け、検察庁のイメージが変わりました。近寄りがたいというイメージを持っておりましたが、実際の仕事内容や、被害者への働きかけなどを伺えて、捜査の段階から被害者にとって「弁護士だけが味方ではない」事を学ばせて頂きました。裁判後の制度や様々な申請手続きも学べました。今後の支援に役立てていけるようにしたいです。

(W.K.)

支援センターの活動の説明を受けて、私にもできるだろかと思いましたが、自分なりに努力し、学習して、被害者の方に安心して相談していただける環境を大事にしたいと思いました。また、被害者の方のお話では、聞いていてとても胸が苦しくなりました。生命のメッセージ展のこと初めて知りました。誰かが立ち上がりなければ社会は変わらないと思いました。

(K.M.)

市民講座・巡回パネル展示の開催

「岐阜県犯罪被害者等支援条例」が制定され、令和3年4月1日より施行されています。県民のみなさまに、犯罪被害者等支援について知っていただくため、市民講座と巡回パネル展示を開催しました。

市民講座

「犯罪被害者等支援について学ぶ基礎講座」(岐阜地区・中濃地区 各1日)、「犯罪被害者等を支える支援制度について学ぶ市民講座」(岐阜地区 2日間)を開催しました。

この講座は、「犯罪被害者支援について知る」をテーマに、ぎふ犯罪被害者支援センターの事業内容や県・県警や司法における被害者支援への取り組み、被害者の心情など、犯罪被害者等支援について広く学べる講座となりました。



また、「閻サイト殺人事件」のご遺族 磯谷富美子さん、NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす代表 青木聰子さんにもご講演いただきました。



市民講座の主な内容

- 被害者等支援条例について
- 犯罪被害者支援の歴史・制度・現状と課題
- インターネット上の二次的被害について
- 警察における犯罪被害者支援
- 司法手続きにおける犯罪被害者支援
- 関係機関との連携
- 性暴力被害者支援について
- 犯罪被害者が抱える困難
- 被害者の声

ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。

巡回パネル展示

犯罪被害者支援について、県民の皆様に広く知っていただくため、今年度から巡回パネル展示を行っています。今後も各市町村にご協力いただきながら、順次行っていきます。





センター活動報告（令和3年7月～12月）

※NNVS:全国被害者支援ネットワーク

研修報告

<内部研修>

- ・支援活動員中級研修
7/2、8/6、10/1、12/3
※9月は中止
 - ・直接支援研修・スーパービジョン 10/15、12/17 ※9月は中止
 - ・犯罪被害相談員ミーティング(奇数月) 7/21、9/15、11/17
 - ・SNS相談員研修 7/6、12/6
 - ・支援活動員養成講座(第10期) 9/16、9/30、10/7、10/14、10/21、10/28
 - ・第10期生実地研修 12/3
- <外部研修>
- ・女性の安全と健康のための支援教育センター研修(Web) 7/10～11、11/6～7
 - ・県男女共同参画プラザセミナー(Web) 7/20
 - ・客観的聴取技法講習会 8/19～20
 - ・自助グループ運営連絡会議(Web) 9/29
 - ・全国犯罪被害者支援フォーラム2021(Web) 10/8
 - ・NNVS秋期全国研修(Web) 10/9～10
 - ・交通事故被害者等支援に関する意見交換会(Web) 10/14
 - ・男女共同参画推進センター研修(Web) 10/20
 - ・「被害者が創る条例研究会」主催 シンポジウム(Web) 10/30
 - ・愛知県弁護士会主催 条例制定に向けた講演・パネルディスカッション(Web) 11/1
 - ・自助グループファシリテーター育成研修 12/3～4



会議の開催

<支援センター>

- ・運営委員会 8/13、10/25、12/20



<関係機関・団体>

- ・第1回岐阜市人権教育啓発推進会議 7/3
- ・県犯罪被害者支援活動推進協議会 総会 7/19
- ・県犯罪被害者等支援にかかる懇話会 8/4、9/15、11/9
- ・性暴力救援センター代表者会議(Web) 7/3
- ・ワンストップ医療支援 病院見学・会議(松波総合病院) 11/2、11/24
- ・ぎふ性暴力被害者支援センター運営連絡会議 11/29
- ・NNVS新任事務局長等研修(Web) 8/23
- ・NNVS事務局長会議(Web) 8/24

広報・啓発活動

- ・犯罪被害者等支援について学ぶ基礎講座 7/5(岐阜市)、7/13(関市)
- ・犯罪被害者等を支える支援制度について学ぶ市民講座 7/26、7/30
- ・広報誌「こころの輪」vol.34 発行 8/3
- ・可児市役所パネル展示 8/11～16
- ・大垣市役所パネル展示 8/23～27
- ・ミニ生命のメッセージ展inたじみ(後援) 11/10～18
- ・女性に対する暴力をなくす運動(マーサ21で展示) 11/12～25
- ・OKBふれあい会館
パネル展示 11/15～19



- ・多治見市主催 被害者支援講演会(後援) 11/17
- ・県警本部パネル展示 11/22～12/3



- ・「犯罪被害者週間」
街頭広報 岐阜駅 11/25



- ・犯罪被害者支援講演会2021 11/26
- ・ホンデリング活動
岐阜県警察
関市役所 11/29
- ・各務原市産業文化センターパネル展示 12/13～17
- ・イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン
(イオン各務原店)
毎月1日
※店頭活動は中止



移動相談

- ・多治見市役所 7/14、8/11、10/13、
11/10、12/8 ※9月は中止
- ・高山市役所 7/28、10/27、11/24、12/22
※8月9月は中止



自助グループ関係

- ・定例会 7/20、8/17、10/19、11/16、12/21 ※9月は中止

命の大切さを学ぶ教室 (付添い支援)

- ・白川町立黒川中学校 12/3
- ・高山市立荘川中学校 12/9
- ・県立西濃高等特別支援学校 12/10
- ・岐阜市立長森南中学校 12/14



講師派遣

- ・岐阜ライオンズクラブ講話 事務局長 8/3
- ・岐阜大学講義 事務局長、支援員 9/10
- ・被害者支援専科 事務局次長 10/19
- ・愛知県弁護士会主催 条例制定に向けた講演・
パネルディスカッション センター理事 11/1
- ・揖斐警察署講話 事務局長 11/16
- ・東京都・中野区 犯罪被害者週間 講演会 センター理事 11/20
- ・岐阜県社会福祉士会研修講師 相談員 12/18

その他

- ・ワンストップLINE相談開始 7/19
- ・性被害の現状についてのヒアリング・視察
(岐阜大学 立石ゼミ) 8/16
- ・【性暴力】NHK岐阜取材 9/8
- ・日本財団助成事業申請説明会(Web) 9/24
- ・日本財団監査 10/26



「支援」の方法は身近なところにあります

会員(賛助会員)・寄付で参加する

賛助会費及び寄付金は、「特定寄付金」として、税制上の優遇措置を受けることができます。

年会費	
個人	法人・団体
1口 3,000円	1口 5,000円
寄付金 随時受け付けております。	

「ホンデリング」で参加する

読み終えた本が支援活動に役立ちます。

【チャリボン】で検索

支援先: 全国被害者支援ネットワーク

個別コード: N10 こちらからもお申込みできます→



*新型コロナウイルスの感染防止のため電話でのお申込みはできません。

「寄付型自販機」の設置で参加する

飲料代金の一部が犯罪被害者支援活動への寄付となります。設置先を募集しています。



「イオン黄色いレシートキャンペーン」で参加する

イオン各務原店に投函ボックスを設置しています。



「募金箱」の設置で参加する

募金箱を設置していただけるお店や企業等にご協力をお願いしています。



ポスターの掲示やリーフレットの配布で参加する

ポスターの掲示やリーフレットの設置にご協力をお願いします。



被害者の声を聞く

あの日に戻れたら ～犯罪被害者、遺族の手記～ 第2集

大切な方を喪って間もない方から、その後、10数年を過ごされた方まで貴重な手記をお寄せいただきました。この冊子が、犯罪被害者の実情や支援の重要性などについての理解の一助になり、支援の輪が一層広がることを願っております。

手記集をご希望の方は事務局までお問い合わせください。



自助グループ 「ふれあい」の紹介

支援センターでは、交通死亡事故のご遺族の自助グループ「ふれあい」の活動をサポートしています。参加してみたい方、活動内容を詳しく知りたい方は、事務局までお問い合わせください。グループに参加して知り得た個人情報は、守秘義務が課せられ、外に漏れることはございません。



詳しくは、支援センター事務局(TEL 058-275-3933 月～金 9:30～16:30)にご連絡ください。

相談無料

秘密厳守

一人にはならない、させない支援の手

ひとりで悩まず、
お電話ください

ぎふ犯罪被害者支援センター

0120-968-783

058-268-8700

月～金 10時～16時まで (祝日・年末年始を除く)

※上記以外の時間

全国共通ナビダイヤル
(通話料がかかります) 0570-783-554

7時30分～22時 (12/29～1/3除く)

電話
相談

メール
相談

ホームページの
相談専用フォームから ⇒⇒



月～金 10時～16時まで
(祝日・年末年始を除く) ※予約制

面接
相談

多治見市役所 毎月第2水曜日 11時～15時
高山市役所 每月第4水曜日 11時～15時
※予約もできます

移動
相談

ぎふ性暴力被害者支援センター

電話相談

メール相談

LINE相談

24時間
ホット
ライン

058-215-8349
全国共通短縮番号 #8891 (はやくワンストップ)



ぎふ 性暴力 検索



スマートフォンをお持ちの方は
こちらからアクセス⇒



LINE
公式アカウント
友だち登録してね⇒



※通話料がかかります。

※第2・第4火曜日16時～20時は、男性相談員も対応します。

平成27年10月開設。運営は、岐阜県が(公社)ぎふ犯罪被害者支援センターに委託しています。

シンボルマーク「こころっぴー」



発行月：令和4年2月 印刷：株式会社ダイキュー

※この広報誌の作成には岐阜県共同募金会からの助成を受けています。
※この広報誌の作成には岐阜県からの助成を受けています。

発行：公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター

〒500-8384 岐阜市數田南5丁目14番12号 シンクタンク庁舎

☎058-275-3933(月～金 9:30～16:30) / FAX 058-213-3933

e-mail:jim@gifu-vsc.org / ホームページ <https://www.gifu-vsc.org>

